

指定港化を即断せよ!!

〜三島川之江行動〜

全国港湾と港運同盟は、二月十九日に「三島川之江港を指定港とする2・19行動」を現地の四国中央市で取り組んだ。この行動は、四国港湾を中心に神戸港湾、大港労働、北は北海道から南の沖縄港の各地区港湾代表及び全国港湾中央執行委員、港運同盟、ITF東京事務所など総勢一八〇名ほどが参加した。

三島川之江港の指定港化の取り組みは、二〇〇五年十一月に国土交通省が、三島川之江港を指定港にする事と決定、二〇一一年三月に指定港とする条件を満たしている」と表明したことから、全国港湾は二〇一一年は、一五春闘の第一波行動として、三島川之江港の指定港化を訴える行動から春闘協定で「三島川之江港の指定港化については、国土交通省及び当該地区関係者が、指定港化されるまで」

全国の仲間との交流

全港湾青年対策交流会議

全港湾では、毎年、青年部の交流を兼ねての学習会を開催しています。今年で八回目の開催となり、横浜で開催されました。総勢八四名が参加し、楽しく実りある一時を過ごすことができました。その時の様子を感想を交えて紹介します。



お疲れ様です。横浜支部 青年部副部長をさせて頂いて、います。第一八回の青年対策交流会議に初めて参加させて頂きました。初めは青対が地元、横浜と言った事もあり、自身組合歴が浅いと言ったことから『自分が知らない、と言う事を知る』ため、全国の仲間と一緒に胸を借りるつもりで、又、盛り上げたいなど意気込

要な行動を取り組むと挨拶、その後、三島川之江港の指定港化に向けた行動はも



全国港湾 港運同盟

『悔しい』想いの方が強い、家族に話しました。分らない事と実際、今回知った仲間達の抱えている現状が違過ぎてたからです。目を通してくれた人もい。県を跨いで深く交流する。地方が守るため、横との職域を守り、横との繋がりを深く持とうとしていました。それを目指して頑張っているけど中々目標に届かない地方もありました。脱原発運動を推進する仲間との横の繋がりになる。傍ら、そこで働く知人の生活の想い、苦しむ仲間がいました。難しい事はまだまだ活を想い、苦しむ仲間がいました。自分の地域で、自分の分会でこの様な問題を真摯に受け止めて活動する人な。また居ません。それは知らなかつたからです。だか

藤木インスピクター日記

「経済制裁?」

二月中旬にロシア海員組話を聞くと、二か月分給料合(SUR)の協約を持つ船に訪船してみました。船長と話をしてみると、問題はなさそうだったので下船することにしました。ロシアのITFコーディネーターに電話すると、「まあ、まあ」電話を聞いてみると、「まあ、まあ」と五分後に返ってきた。船長の話を聞いてみると、「まあ、まあ」と五分後に返ってきた。船長の話を聞いてみると、「まあ、まあ」と五分後に返ってきた。



セルゲイITFコーディネーター (手前)

電話をかけた直して話を進めたいところなのに「その船の問題は、知っている」と言われて、彼の英語を理解できなかったのですが、その後「？」となってきたのでメールで詳細を知らせてもらうようお願いしました。船員の人にそのことを伝え、何か変化があれば、また訪船しました。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

労働組合法講座

～「労働者」の意味～

今号は、労働組合法でいう「労働者」の意味についてです。

労働者(第三条)：団体の業務に従事し、賃金、給料その他これに準ずる収入を得て生活する者とする。

「労働者」は、「事業(者)に使用され、賃金(者)に使用される者(第九)条」と規定されています。一方、「労働基準法(者)に使用され、賃金(者)に使用される者(第九)条」と規定されています。また、「職員や委任契約」に規定されています。また、「職員や委任契約」に規定されています。

最近では、「業務委託」に「労働者」として扱われる者が増えています。最高裁判決(二〇一二年四月)が続きました。近年、社会保険の支払いや解雇規制などを逃がすための委託や請負、一人親方など雇用契約以外で働く人が急増しています。そうした中で、労働の実態に即した労働者の判断要素を最高裁が示したことは、個人請負や業務委託契約で働く労働者の労働条件向上に向けた取り組みに大きな力を与えています(本誌二〇一二年三月号の記事を参照)。